論

詞

枕

I

論

本稿においては、まず、枕詞についての基礎的な考察を試みてみ

詞の発生論に新しい見解を示すよりどころとして扱われている。 たものが記録されてある。この点は先人によって既に注目され、枕 常陸国風土記の、風俗諺、風俗説に、歌謡における枕詞と類似し

常陸国風土記に見える風俗諺・説は次の如く八例がある。 ニヒハリ ヒタチ 風俗の諺に、白遠ふ新治の国といふ。 風俗の諺に、筑波岳に黒雲珪り、衣袖漬の国といふ。

ツクバ ナメカタ ウバラキ 風俗の諺に、立雨零り行方の国といふ。 風俗の説に、 風俗の諺に、水泳る茨城の国といふ。 握飯筑波の国といふ。

此の国の名と為せり。

カシマ 風俗の説に、霰零る香島の国といふ。

風俗の諺にいへらく、葦原の鹿は、其の味爛れるご 風俗の説に、薦枕多珂の国といふ。

は検討を今は省くが、ともかく内容は同質と考え得る。以上にあげ この「諺」と「説」とが、どれ程の意味の違いを有しているのか としといへり。

> たもの中「ヒタチ」の「筑波岳に黒雲珪り、衣袖漬の国」について は、まず、そのヒタチに関する国名伝説がなお二つある。 往来の道路、江海の津済を隔てず郡郷の境界、山河の峯谷に相続いた。

近

藤

信

義

ければ直通の義をとりて名称と為せり。

と「直通─→ヒタチ」、の国名の由来を説いている。これに続いて、

第二の伝説として伝えている、

まひしに御衣の袖、泉に垂りて沾ぢぬ。便ち袖を潰す義によりて 尤好愛らしかりき。時に乗興をとどめて、水を翫でみ手を洗ひた 造毘那良珠命を遣はして、新に井を堀らしむるに、 流泉浄く澄み、 倭武の天皇、東の夷の国を巡狩はして、新治の県を幸過ししに国

のようなことはその他の場合にもすべてあてはまることである。 **挂り、衣袖漬の国」であって、結局この説明にはなっていない。こ** においても他の国名、地名起源伝説の多くが、不自然なように、こ け加えられたものと考えられる。しかも、風俗諺は「筑波岳に黒雲 第二の伝説は、「衣袖潰の国」の「衣袖」を説明する為 に 後からつ の場合も袖を「漬す」が「ヒタチ」となるのは不自然である。この 次にニヒハリの場合は、

き。それより今にいたるまで、其の名を改めず。風俗の諺に、白 き。此人罷り到りて、即、 井を治りしにより て、 郡の号に着け として新治の国造が祖、名は比奈良珠命とい ふ もの をつかはし

美麻貴の天皇の馭字しめしみ世、東の夷の荒ぶる賊を平討む

或は、ツクバでは

遠ふ新治の国といふ

むと欲ふ」といひて、即ち本の号を改めて更に筑波と称ふといへ 属、筑箪命いひしく「身が名をば国に着けて後の代に流伝へしめ 筑波の県は古、紀の国と謂ひき。美万貴の天皇のみ世妥女臣の友

論 更に、タカでは、 斯我の高穴穂の宮に大八洲照臨しめしし天皇のみ世、建御狭日命

風俗の説に、

握飯筑波の国といふ

の説に薦枕多珂の国といふ て、峯険しく岳崇しと為して、因りて多珂の国と名づけき。風俗を以ちて、多珂の国造に任しき。玆に人初めて至り、地体を歴験 因りて多珂の国と名づけき。風俗

枕

以上の例を見ても、

国名起源伝説に続く、風俗諺・説の記

詞

されかたは突飛である。これら伝説の中には、国名に冠したコトバ が如何なる理由で国名に連なるかを語る本縁譚は一つもないのであ

クニブリノコトワザと呼ばれるものの特徴は、地名と、それに冠せ

と地名が、一つづきのものとして意識されるべき何らかの理由はあ られたコトバの部分があることである。これらの冠せられたコトバ ったのであろう。その理由の部分は、現在の我々はおろか、既に、 「衣袖漬の国」の例の如く、当時の理解に合せて、再説明を要した

時点に於ても、も早、記憶のかなたに失われていたのであろう。上

あると思われる。 クニブリノコトワザというのは、最も単純に考えれば、 コトワザ

負わせていったのであろう。したがって、これらクニブリノコトワ 然に地名に冠したコトバにその土地に対する、ほめ詞としての役を

ザと呼ばれるものの、地名に冠せられた部分は、既に、讃詞として

の性格を有していたのである。又そこに<いい伝え>られた理由が

下連続したこれらのコトワザが、いかなる発生の理由を有していた

かは不明としても、いい伝え、語られている間に、人々の間に、自

くことによって、地方の地名にまつわっているいい伝えのコトバ、 は、古くからのいい伝えられているコトバ、であり、クニブリとつ

の意味である。 諺の他の例の場合、 例えば同じ常陸国風土記に、

例の筑波山の歌

垣の説明の後に、

れば、児女とせずと、いへり。 俗諺(クニヒトノコトワザ)に曰く、筑波峯の会に娉の財を得ざ

訓的な意味が含まれている。この諺の性格を見る為に、他の例を上 土地の狩猟に関してのいい伝えである。このように、諺はかなり教 ワザ、と呼ばれるべき範囲のものであるはずである、そしてこれは は、其の味、爛れるごとしといへり。」は正しくは、クニヒトノコト ている。この点から考えれば、風俗諺の最 後に 記した 「葦原の鹿 の如く、これは地方の行事に関しての土地の人のいい伝えを意味し

げてみると、古事記、日本紀にいくつか記録されてある。 故諺曰、不得地玉作也(垂仁日故於今諺曰、雉之頓使本是也 神之神庫随樹梯之此其緣也

(垂仁紀)

詞

皇后は城の外に出る。天皇側の足速い力士等は、この為に遂に御子

は得られたが、皇后を連れもどすことはできなかったことを報告す

髪を剃り髪をもって其の頭をおほひ、玉の緒を腐して三重に手に纒

し、且酒を以て御衣を腐し、全き御服の如く」しておいて、御子と

枕

故諺曰、 故俗人諺曰、佐麽阿摩者其是縁也(応神紀)

以上の七例が記紀に表われた諺のすべてである。これらの諺には、 それぞれの由来を示す本縁譚が語られている。それらを検討してみ 為に天皇は策を用いる。この天皇の気持を察した皇后は「悉く其の の謀反によって皇后自ら兄の城に走る。この皇后と御子をとり返す 「ところ得ぬ玉作り」の物語では、垂仁天皇后の皇后の兄、狭穂彦王 ると、本縁譚は必ずしも諺と密着しているとは思われない。例えば

后の仲睦まじいところに起きた悲劇的事件は、この諺が結びつくに 最も悪まれなければならない理由はつかみにくい。しかし天皇と皇 てしまわれた。そして諺が続くのである。この物語から、玉作りが 天皇はこの結果として、玉作りを悪まして其の地を皆召し上げ

る夜聞えなくなった。次の日佐伯部が献った苞 苴 に 鹿 が入ってい いる。一つは、天皇、皇后が毎夜お聞きになっていた鹿の声が、あ してみる。仁徳紀では、この諺に関連する物語は二段構えになって 一例をあげる。仁徳紀の「鳴く鹿も夢相せのまにまに」を検討 は好都合のものであったのであろう。

じられた、という物語に続いて、莵餓野に宿った旅人が明け方、 これら二段構えになっている物語は別々のものである。 させて定着させようとする意図が働いていると思われる。 のである。仁徳紀には、鹿鳴伝説と、諺の由来を物語る伝説を接合 た時に、猟人によって牡鹿は射殺されてしまった。そして諺が続く 塗られるのが霜の如くなのでしょう」と答えた。明けぼの近くなっ った、これは何の祥だろう」牝鹿は「人に射られて白塩を其の身に 夫婦が話しているのを聞いた。牡鹿が「夢に霜が降って吾が身を覆

鹿も」の部分と、紀が単に「諺」であるに対して風土記は「俗説」 にまに』といへり」と結んでいる。仁徳紀の諺との 違いは、 ニヒトノコトワザにいへらく『刀我野に立てる真牡鹿も、夢相のま の地名伝説と、諺の本縁譚が同時に語られているわけであるが「ク れてをり、若干筋立てが異ってはいるが、同糸統の話である。夢野 できる。風土記では、牡鹿と牝鹿の語らいが物語的に一段と脚色さ の部分である。要するにコトワザの部分として重要なのは「夢相せ は、「鳴く鹿も」であるに対して風土記では「刀我野に立 て る真牡 らいい伝えられていたコトワザが、地方においての場合には、クニ び摂津国風土記の物語を検討することによって、ここでも、古くか ろう。(紀では、鹿鳴が莬餓野の方向からとしている。) 仁徳紀、及 き、この鹿の連絡によって鹿鳴伝説とを結びつけようとしたのであ のまにまに」である。紀では風土記の地名起源伝説と諺とが結びつ ヒトノコトワザとして書きとどめられたということを知ることがで この諺の由来を物語る伝説は、摂津国風土記逸文にも見ることが

きる。 以上とりあげた例から、 コトワザといわれるものは、記憶される

25

ないとお思いになって、佐伯部を大変憎まれて、宮廷への出入を禁 た。天皇はきっとこれが夜毎に鳴いて自分を慰めてくれた鹿に違い

26 べき何らかの理由によって、本縁譚を引き起しているといえる。諺

みがある。 自身は、古代人の生活の知恵とも云うべく、教訓的であり、おかし

の生活、行事、猟に関する場合のものは、クニヒトノコトワザとし わるものである場合には、クニブリノコトワ ザ と して、 又、地方 諺は古くからのいい伝えであり、それが地方の地名、国名にまつ

をいくつかあげることができる。例えば出雲の国号の場合、

なくとも、古い印象をとどめ、形体、性格が同じと見なし得るもの

れたものには、クニブリノコトワザと常陸国風土記のように断わら

て、風土記に記録されたと見ることができる。しかし地名に冠せら

論 八雲立つ出雲の国といふ。 八束水臣津野命詔りたまひしく「八雲立つ」と詔りたまひき。故

後で考察する。次に伊勢の国の場合、

天下造らしし大神の命、天の御飯田の御倉を造り給はむ処を覔き 巡行り給ひき。その時「波夜佐雨久多美の山」と詔り給ひき。故

この二つの例も、前者は、出雲の説明にならず、後者は、なぜハヤ 忽美といふ。

枕

詞

或はクタミの場合、

詞としての性質を有しているのである。こうした考察の範囲のもの ない。そして既に、詔りとしてとらえられた時点では、明らかに讃 サメがつくのか分らないが、これらも古いいい伝えの表面化にすぎ

として、ヤマトの場合、 哉国し獲つ。内木綿の真迮き国なれども、蜻蛉の臀呫せるが如も 間の丘に登りたまひて、国状を廻らし望りてのりたまひしく「妍 卅有一年夏四月、乙酉の朔の日、皇興り幸して、因りて腋上の嗛 あるか」とのりたまひき。これに由りて始めて秋津洲の号あり。

> 中の本縁譚についても、或は讃詞に関しても、今までの考察と同様 本の国の讚美の為に異名を列挙するスタイルが目新しい。この点は である。ただ「日本は浦安の国、細戈千足る国、磯上秀真国」と日 とあり、ヤマトの讃詞に関するものが一束に示されてあるが、この へり りたまふに及至りて、故因りて目けて「虚空見つ日本の国」と曰 饒速日の命の天の磐船に乗りて太虚を翔行り、この郷を睨りて降 大神、目けてのりたまひしく「玉墻の内つ国」とのりたまひき。 国、細し戈千足る国、磯上秀真国」とのりたまひ、また大己貴の (神武紀)

昔、伊弉諾の尊、この国を目けてのりたまひしく「日本は浦安の

常世の浪寄する国と云へるは、蓋しくは此れ、これを謂ふなり。 らかに、遂に波に乗りて東にゆきき。古語に、神風の伊勢の国、 に起りて、波瀾をうちあげ、光耀きて日の如く、陸も海も共に朗 天日別命、問ひけらく「汝の去らむ時は何を以てか験と為さむ」 吹き、波浪に乗りて東に入らむ。此は則ち吾が却る 由 なり。」と まをしき。天日別命、兵を整へて窺ふに、中夜に及ぶ比、大風四も といへば、啓しけらく「吾は今夜を以って、八風を起して海水を

は、逸文伊賀国風土記に「伊勢の加佐波夜の国」と記されている如 めたか、或はその逆であるかも知れない。この「神風の伊勢の国」 までの考察と同様、いい伝えのコトバの定着を伊勢津彦の物語に求 義通り古くから語られていたことばのことであり、この場合も、今 彦の物語と断層があることは明瞭である。 「古語」 というのも、 字 とあり、この「古語に云々」を読めば「神風の伊勢の国」が伊勢津

(逸文伊勢国風 土記)

こうした考え方を容易にさせる例として、逸文大和国風土記の、 であろう。この生活をおびやかす恐るべき大風を、神の仕様として く、この土地の最も顕徴なものが、今でいう台風、暴風であったの おそれた。このようないい伝えを人々は持っていたのではないか。 昔、明日香の地に老狼ありて、おほく人を食ふ。土民畏れて大口

出したのであるが、これらのコトバは、すべて記憶されるべく、神 国、土地を讃美する意識が、これらのコトバに深く負わされていた の物語に、或は神の詔りに結びつけられて権威化を計る。それは、 ものとして好例というべきものと思う。 以上、常陸国風土記以下、国名、地名に冠せられたものをひろい

が挙げられるのではないだろうか。いい伝えの起源を素朴に物語る

の神といふ。その住ある処を名づけて、大口の真神原と云ふ。

からである。 しかしながら、これらのいい伝えられてきたコトバが、歌謡の枕

詞

詞として登場するには、単に地名の讃詞が存在していたというだけ では不充分であることは言うまでもない。この点の考察を進めてみ

枕

既に注目を浴びているところである。 土地に冠する讚詞が多く用いられているものに託宣があることは

伊勢の国は、常世の浪の重浪帰する国なり。傍国の可怜国なり。 時に天照らす大神倭姫の命に誨へてのりたまひしく「この神風の この国に居まま欲し」……

服はざることを憂へ給へる。こは膂宍の空し国なり。あに兵を挙 時に神あり、皇后に託りて誨へまつらく、「天皇、 何ぞ は熊襲の

であろう。)

醁なす向津国あり。眼炎く金銀彩しき色、多にその国にあり。こ りて伐つに足らめや。この国に愈りて宝の国あり。譬へば処女の を梯衾新羅の国と謂ふ。……」(仲哀紀)

穂に出る吾は、尾田の吾田節の淡の郡に居せる神ませり」と宣り の神を除きてまた神ますや」と問ひければ、答へて曰はく「幡荻 賢木厳の御魂、天疎る向津媛の命」と宣りき。亦問ひ給はく「こ の国の、百伝ふ度逢県の、析く鈴五十鈴の宮に居せる神、名は撞 む」と曰し給ふ。七日七夜に逮りて、答へて曰はく「神風の伊勢 「先の日に天皇に教へ奉りしは誰の神ぞ。願はくはその名を知ら (神功前紀)

かなり時代の降った時の筆録であるが、しかし古形は保ち得ている て、祝詞或は寿詞を考えるべきと思う。(現在のノリト、 る。神託に於て、このようなスタイルとがられる 重 要 な 要素とし われるが、大切な点は地名、神名の讃詞を列挙 する ス タイルであ 以上とり出した託宣の文体は、かなり文飾の進んだものであると思 国 ば、我ここに善き験を出して、 ひひら木 の 八尋桙、 根底附かぬ 石城比売命に著きて教へたまひしく「好く我がみ前を治めまつら 息長帯日女命、新羅の国を平けむと欲して下りましし時、衆神に 羅の国を丹浪以ちて平伏け賜ひなむ」……(逸文播磨国風土記) 禱ぎまひき。その時肇めましし大神のみ子、爾保都比売命、 列挙のスタイルは、神武紀のヤマトに 関する ものも同様であ 越売の眉引きの国、玉匣かがやく国、苫枕宝ある国、白衾新

皇神の敷きます島の八十島は

行相に、明つ御神と

青玉の水の江の玉の 赤玉の御玉らびまし

論

俊しき国は平らけく…… 狭き国は広く 塩沫の留まる限り 谷蟆のさ渡る極み ……(祈年祭・六月月次)

或はもっと古形のものと考えられている出雲国造神賀詞の 白玉の大御白髪まし

詞

よって、更により多くの、ほめ詞を列ねていくのである。このスタ り上げることばの装荘重さ、重厚さを示す。そして感動の高まりに 更に「室の寿詞」も好例であろう。こうした列挙の方法によって、の るものと思う。こうした感情の高まりによって発せられるコトバに イルは、次々と讃詞を重ねていく神託の場合の例と共通の意識によ

とは充分想像できる。この特殊な状態に導かれた、人=神、のコト 用いての降神の儀式で神のコトバが、リズムに乗って表現されるこ

が、より深い感動を伴うことによって、例えばある土地に対して

の希求の状態が高ければ高いほど、ほめ詞の重ね方は、より多くな

を使用していることを神功皇后の神託の場合で、我々は知ることが

に、人間の特殊な興奮状態、つまり神がかりの状態に導くのに、琴 は、ごく自然発生的にリズムはできるであろう。例えば神託のよう

できる。降神の具としての琴の役割は色々考えられようが、楽器を

枕

律の基礎を得たのである。 るのであり、こうした場を得たほめ詞が、やがて歌謡に入りこむ韻

る修辞上の位置を占めた時に、初めて枕詞といえるのであろう。 り文学性が深まるに従って、讃詞の基の意味性が忘れられて、単な が古代歌謡以前から古代歌謡の世界へ、さらに万葉、古今集と、よ て神名の讚詞としての意識が長く続いていたものであった。これら 枕詞と後世名付けられたコトバの原形は、地名、 国名、 やや下っ

40 8 27

注 1 枕詞の発生 古代文学発生序説 (高崎正秀著、 (折口信夫全集7) 文学以前)

枕詞の源流(土橋寛著、立命館文学9)

典全書本。風土記は、岩波古典大系本によった。 論中の「記」の書き下し文は岩波古典大系本。「紀」 は朝 日古